

1 調査名称：（桜川市）都市計画道路再検討調査

2 調査主体：茨城県桜川市

3 調査圏域：桜川市全域

4 調査期間：令和5年度～令和6年度

5 調査概要：

本市の都市計画道路は、1・3・1北関東横断道路線（北関東自動車道）をはじめ、岩瀬市街地や真壁市街地などにおいて合計28路線が都市計画決定され、市街地の骨格形成及び都市軸となる貴重な空間として、各種産業や市民活動等の円滑な都市活動に寄与している。

しかしながら、近年の人口減少や市街地拡大の収束、高齢化の進行、環境問題への取り組み、経済の低成長、厳しい財政状況など、都市計画道路を取り巻く環境が大きく変化する中、本市における都市計画道路の役割や機能に変化が生じている可能性があるため、その状況を検証することが必要となっている。

そのため本市では、茨城県が策定した「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づき、都市計画決定後、長期未着手となっている都市計画道路について、現在の社会情勢から都市の将来像に照らし合わせ、計画の必要性、事業の支障となる要因等を評価し、計画の継続、変更、廃止の方向性を判断するため、都市計画道路再検討を実施することとした。

I 調査概要

1 調査名称

(桜川市) 都市計画道路再検討調査

2 報告書目次

1. 調査の概要

- 1－1 調査の背景と目的
- 1－2 調査の対象
- 1－3 調査の内容と位置付け

2. 桜川市の概況と都市計画の状況整理

- 2－1 桜川市の概況
- 2－2 上位計画・関連計画の状況
- 2－3 都市計画の状況

3. 都市計画道路及び再検討対象路線の概要整理

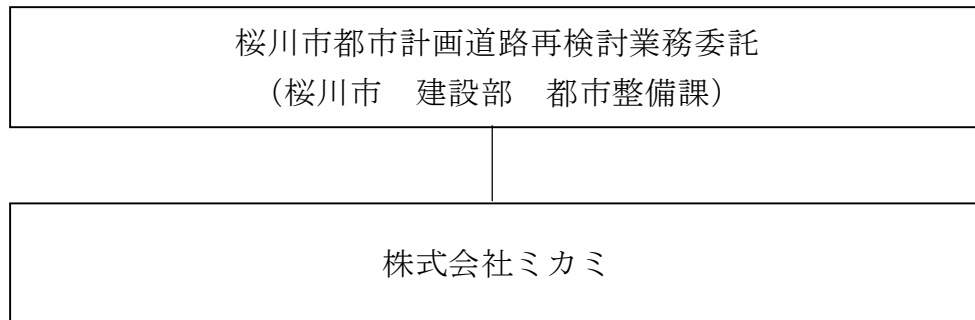
- 3－1 都市計画道路の概要
- 3－2 区間設定
- 3－3 現地調査及び現地写真
- 3－4 再検討対象路線の概要

4. 都市計画道路再検討概略カルテの作成

- 4－1 評価の指標
- 4－2 指標ごとの検証内容
- 4－3 評価結果

5. 次年度調査の流れ

３ 調査体制



４ 委員会名簿等：設置なし

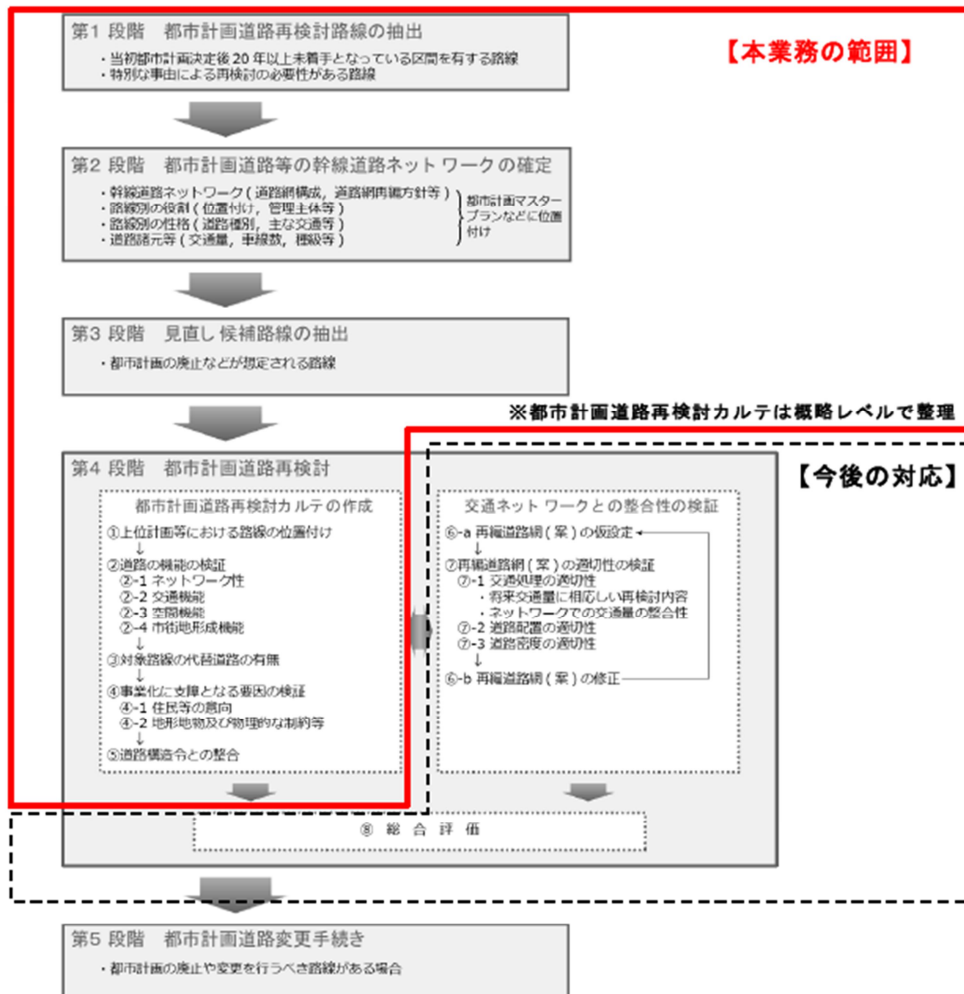
II 調査成果

1 調査目的

本市では、茨城県が策定した「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づき、都市計画決定後、長期未着手となっている都市計画道路について、都市の将来像に照らし合わせ、計画の必要性、事業の支障となる要因等を評価し、計画の継続、変更、廃止の方向性を判断するため、都市計画道路再検討を実施することとした。

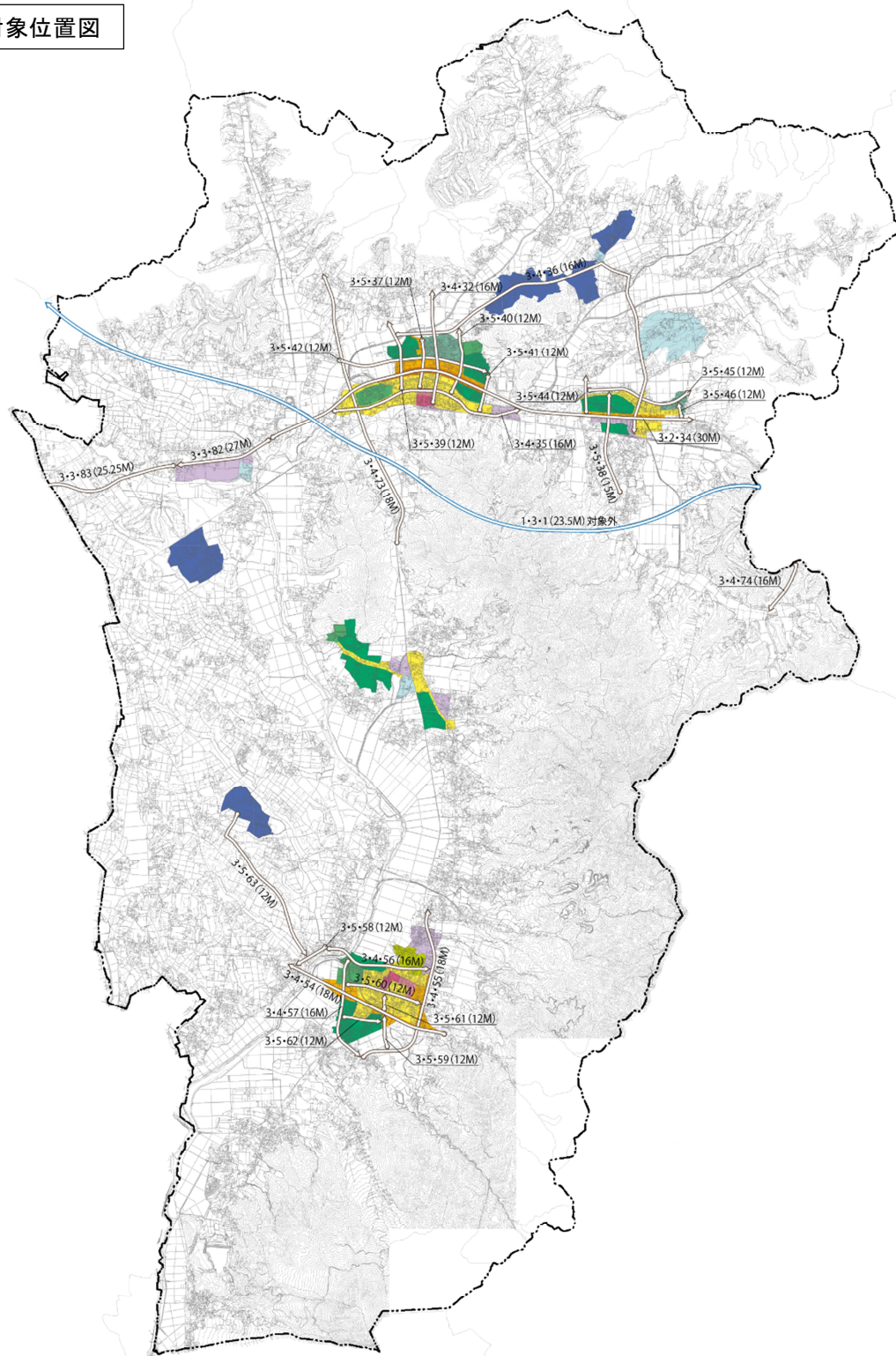
本業務は、令和5・6年度継続事業として実施する「桜川市都市計画道路再検討業務」の1年目として、本市の概況や都市計画等の状況整理を行うとともに都市計画道路再検討対象路線を抽出し、抽出した再検討対象路線について、「上位計画等における位置付け」、「道路機能の重要性」、「代替道路の状況」、「事業化の課題点」、「道路構造令との整合」等の定性的な項目の整理を行い、評価結果として取りまとめることにより、計画の継続、変更、廃止の大筋の方向性を明らかにすることを目的とする。

2 調査フロー



3 調査圏域図

調査対象位置図



凡例

- | | | |
|---|---------------|--------------------------|
|  | 都市計画道路（調査対象） | ☐ |
|  | 都市計画道路（調査対象外） | ☐ |
| ☐ | | ☐ |
| ☐ | | ☐ |
| ☐ | | ☐ |

-

4 調査成果

1. 調査の概要

本市は「下館・結城都市計画区域」に含まれており、調査の対象は、本市内の都市計画道路 28 路線のうち、高速自動車国道 1・3・1 北関東横断道路線を除いた 27 路線とする。

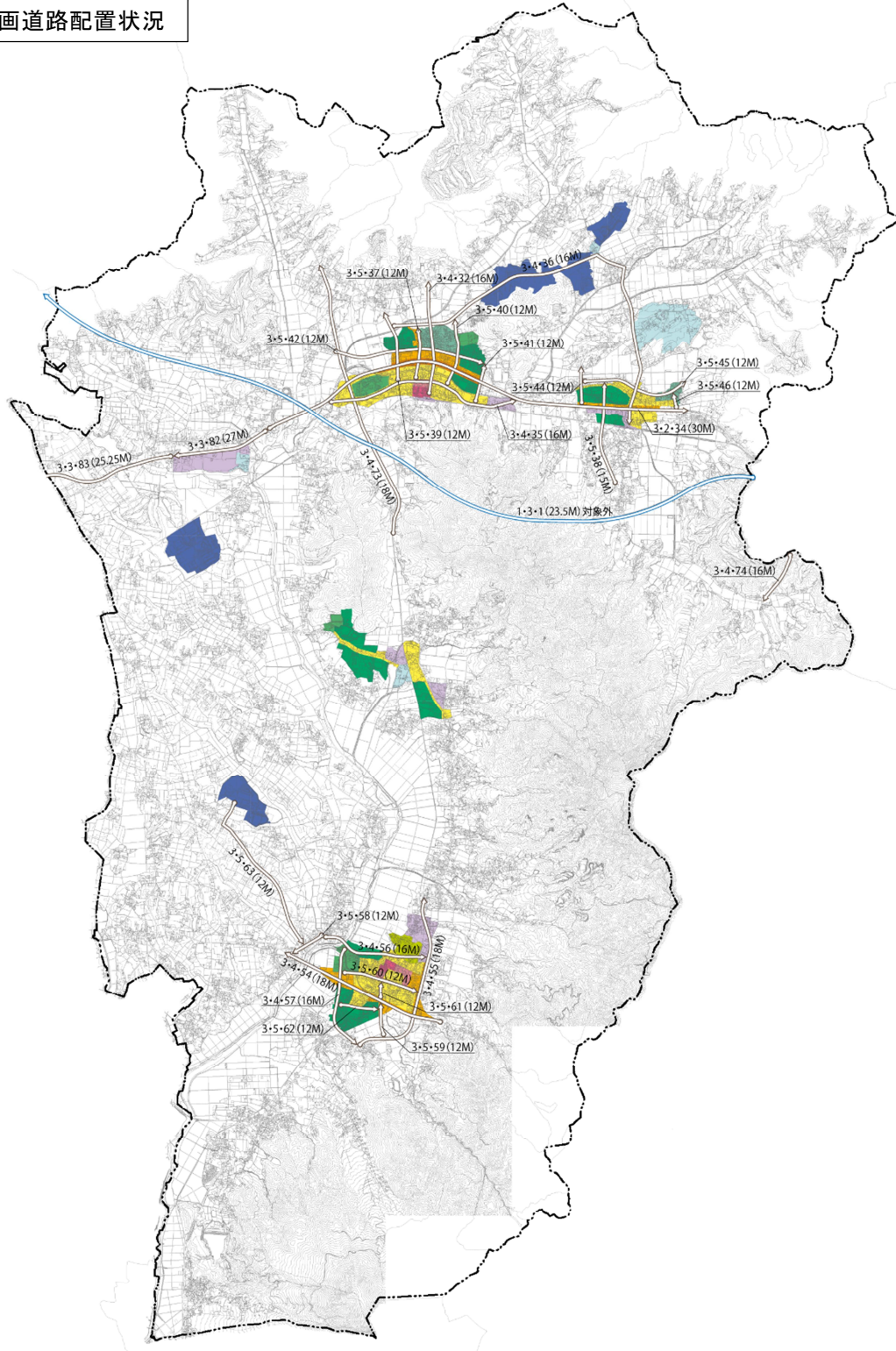
■調査対象一覧

No	路線番号	路線名称	決定内容					備 考
			当初決定 年月日	告示番号	決定 主体	計画幅員 m	計画延長 m	
—	1・3・1	きたかんとうおうだんどうろ 北関東横断道路線	H2.11.15	県告1367	県	23.50	12,000	
1	3・2・34	いわせはぐろ 岩瀬羽黒線	S54.12.6	県告1723	県	30.00	6,870	
2	3・3・82	いわせおさかた 岩瀬長方線	H17.11.17	県告1322	県	27.00	1,600	
3	3・3・83	おさかた・はすぬま 長方・蓮沼線	H22.7.15	県告854	県	25.25	2,080	
4	3・4・32	いわせえきまえとみや 岩瀬駅前富谷線	S52.12.22	町告43	県	16.00	1,800	
5	3・4・35	しんばしやなか 新橋谷中線	S54.12.6	県告1723	県	16.00	3,180	
6	3・4・36	きたかんじょう 北環状線	S54.12.6	県告1723	県	16.00	6,840	
7	3・5・37	いぬたもといわせ 犬田元岩瀬線	S54.12.6	県告1723	県	12.00	920	
8	3・5・38	まつだにしこばなわ 松田・西小塙線	S54.12.1	町告66	県	15.00	1,710	
9	3・5・39	にしくとみや 西区富谷線	S54.12.1	町告66	市 (町)	12.00	1,200	
10	3・5・40	ひがしくもといわせ 東区元岩瀬線	S54.12.1	町告66	市 (町)	12.00	1,150	
11	3・5・41	あおやぎ 青柳線	S54.12.1	町告66	市 (町)	12.00	680	
12	3・5・42	くわたおおか 鍬田大岡線	S54.12.1	町告66	市 (町)	12.00	2,400	
13	3・5・44	にしよもべいそべ 西友部磯部線	S54.12.1	町告66	市 (町)	12.00	560	
14	3・5・45	いなりばにしこばなわ 稲荷橋西小塙線	S54.12.1	町告66	市 (町)	12.00	1,660	
15	3・5・46	かもべにしこばなわ 加茂部西小塙線	S54.12.1	町告66	市 (町)	12.00	300	
16	3・4・73	いぬたくばら 犬田久原線	H2.11.15	県告1367	県	18.00	4,380	
17	3・4・74	いまいすみ 今泉線	H2.11.15	県告1367	県	16.00	880	
18	3・4・54	まかべちゅうおうどおり 真壁中央通り線	H1.2.23	県告220	県	18.00	2,630	
19	3・4・55	まかべひがしどおり 真壁東通り線	H1.2.23	県告220	県	18.00	2,960	
20	3・4・56	まかべきたどおり 真壁北通り線	H1.2.23	県告220	県	16.00	1,790	
21	3・4・57	まかべにしどおり 真壁西通り線	H1.2.23	県告220	県	16.00	1,750	
22	3・5・58	かめくま・はなわげ 亀熊・塙世線	H1.2.23	県告220	県	12.00	590	
23	3・5・59	た・かわらまち 田・川原町線	H1.2.23	県告220	県	12.00	570	
24	3・5・60	いいつか・なかやまお 飯塚・中山尾線	H1.2.20	町告5	市 (町)	12.00	1,200	
25	3・5・61	かわらまち・しもじゆく 川原町・下宿線	H1.2.20	町告5	市 (町)	12.00	320	
26	3・5・62	いさざ・た 伊佐々・田線	H1.2.20	町告5	市 (町)	12.00	700	
27	3・5・63	ひがしやがい・かめくま 東矢貝・亀熊線	H1.2.20	町告5	市 (町)	12.00	2,750	

※路線番号・名称・決定内容は、特記仕様書の別表「桜川市域における都市計画道路」に基づき記載した

なお、都市計画変更を行っている場合の当初決定年月日については、「都市計画の検証に係る基礎的調査（令和2年1月）」に基づき記載した

都市計画道路配置状況



凡例

-  都市計画道路 (調査対象)
-  都市計画道路 (調査対象外)
- 
- 
- 

- 
- 
- 
- 
- 
-  都市計画区域

2. 桜川市の概況と都市計画の状況

本市の概況や上位計画・関連計画の状況を整理するとともに、都市計画道路に関連するその他の都市計画の状況について整理する。

●下館・結城都市計画区域マスタープラン（令和3年9月2日告示） 抜粋

【都市づくりの基本理念】

- 筑波山西部伝統・未来産業ゾーン（茨城県総合計画で設定した5地域と11のゾーン）として、日本を代表する大規模園芸農業に加え、伝統的な地場産業や先端技術を活用した新たな産業がバランスよく発展した経済圏の形成を目指す。
- 福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図ることにより、人口減少下においても持続可能な都市づくりを進める。
- 東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とし、活発な地域防災活動や住民を守るライフラインの整備を進めるなど、災害に強い強靱な都市を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

1) 自動車専用道路

本区域と北関東の主要地域を結ぶ、北関東自動車道を配置する。

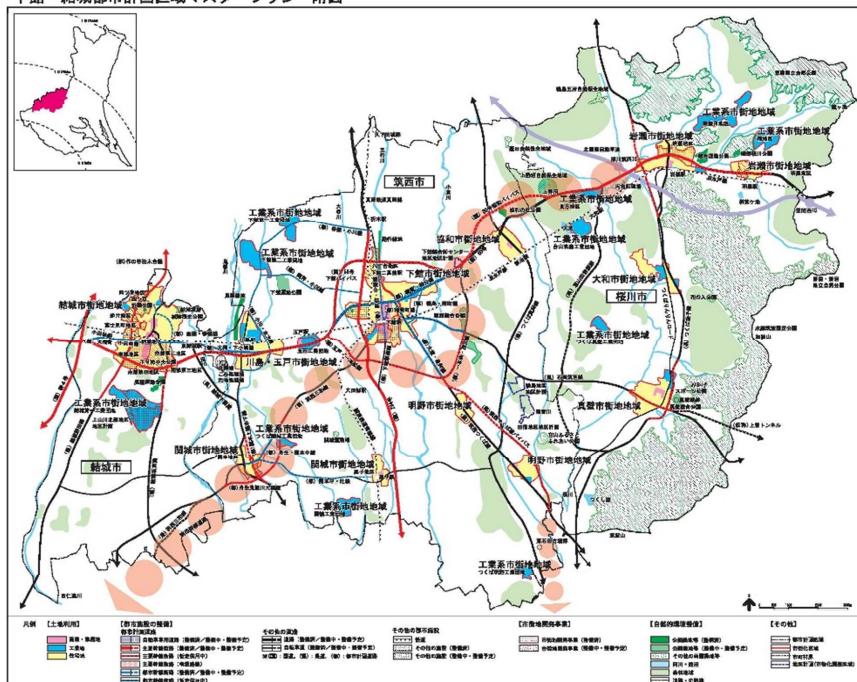
2) 主要幹線街路

自動車専用道路と連携し、本区域内外の都市拠点間を連絡する主要幹線街路として、南北方向の新4号国道、国道294号、県道結城下妻線、結城野田線、結城坂東線、つくば益子線、東西方向の国道50号と同下館バイパス、同協和バイパス、筑西幹線道路、県道石岡筑西線、筑西つくば線と同バイパス等を配置する。また、県道筑西つくば線バイパスの延伸を検討する。

3) 都市幹線街路

主要幹線街路を補完し、区域内の市街地を結ぶ都市幹線街路として、都市計画道路稲荷町線、大塚・泉町線、横島・南町線、下館駅南線、駅前・中館線、横塚・神分線、鹿窪・砂窪線、大橋・下小埜線、大橋町・小田林線、小川・女方線、谷部・小川線、関本中・辻線、舟生・関本中線、岡芹・小川線等を配置する。

下館・結城都市計画区域マスタープラン 附図



【第 4 章 実現方策】

3. 都市施設の整備

都市施設は、市民の都市生活と事業者の都市活動を支え、その質的向上をもたらすとともに、都市的土地利用の集積による都市機能の創出に大きく寄与するものであり、良好な都市環境の形成を図る上でなくてはならない存在であるといえます。

桜川市では、目指すべき将来都市像の実現を図るため、次のとおり都市施設の整備を推進することとします。

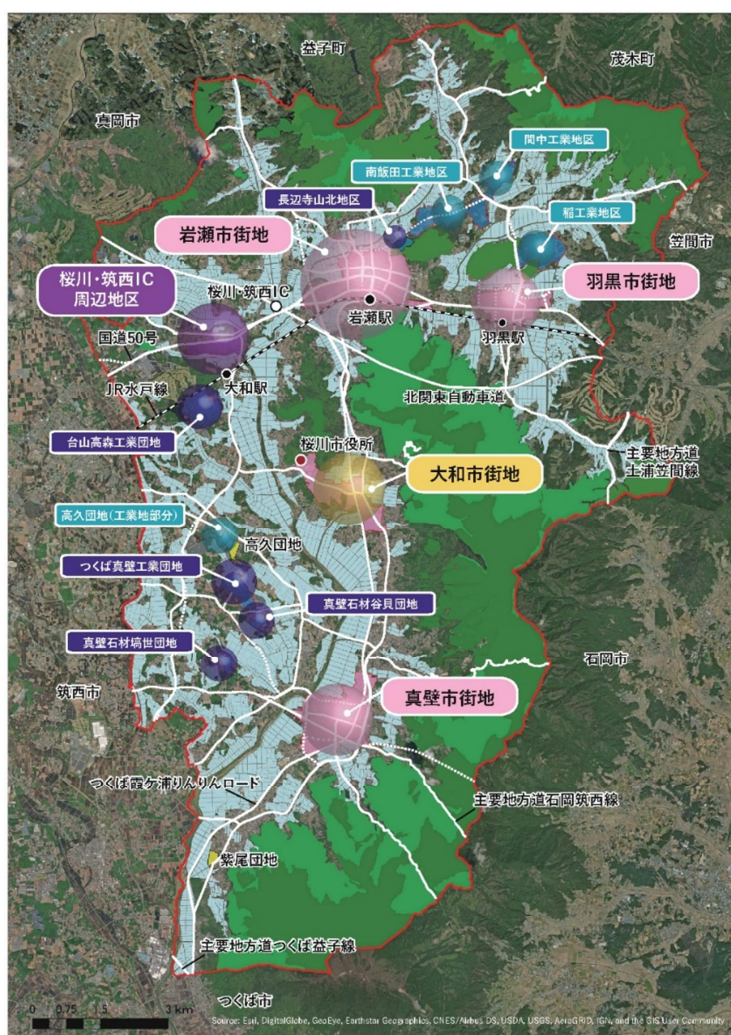
(1) 道路

市内の道路にあつては、道路舗装率が 47.5%、道路改良率が 34.7%に留まっています。また、都市計画道路についても、整備率が 41.1%に留まっており、その大部分が 20 年以上の長期にわたって事業に未着手の路線（＝長期未着手都市計画道路）となっています。

道路は、都市構造の骨格を形成する極めて重要な都市施設です。特に、国土又は県土レベルの交通ネットワークを構成する路線（＝幹線道路）については、根幹的な都市施設であることから、長期的かつ継続的な整備の推進に努める必要があります。一方で、主に地区内で発生する交通の処理を担う路線については、地区内の土地利用の動向や将来見通しなどを勘案し、道路計画の適時・適切な見直しを行う必要があります。

そこで、市内の長期未着手都市計画道路については、幹線道路を構成する路線を除き、ゼロベースでの見直しを行うこととします。

また、都市計画道路以外の道路については、既存の道路の維持・管理や、狭あい区間の改良、交通安全施設の整備などを基本としつつ、新たな路線の整備は、幹線道路のバイパス区間（主要地方道石岡筑西線上曾トンネル等）や拠点となるべき市街地の基軸となる道路（市道 0141 号線等）など、目指すべき将来都市像の形成に資する路線に限り、引き続き整備の推進を図ることとします。



3. 都市計画道路及び再検討対象路線の概要整理

●都市計画道路の概要

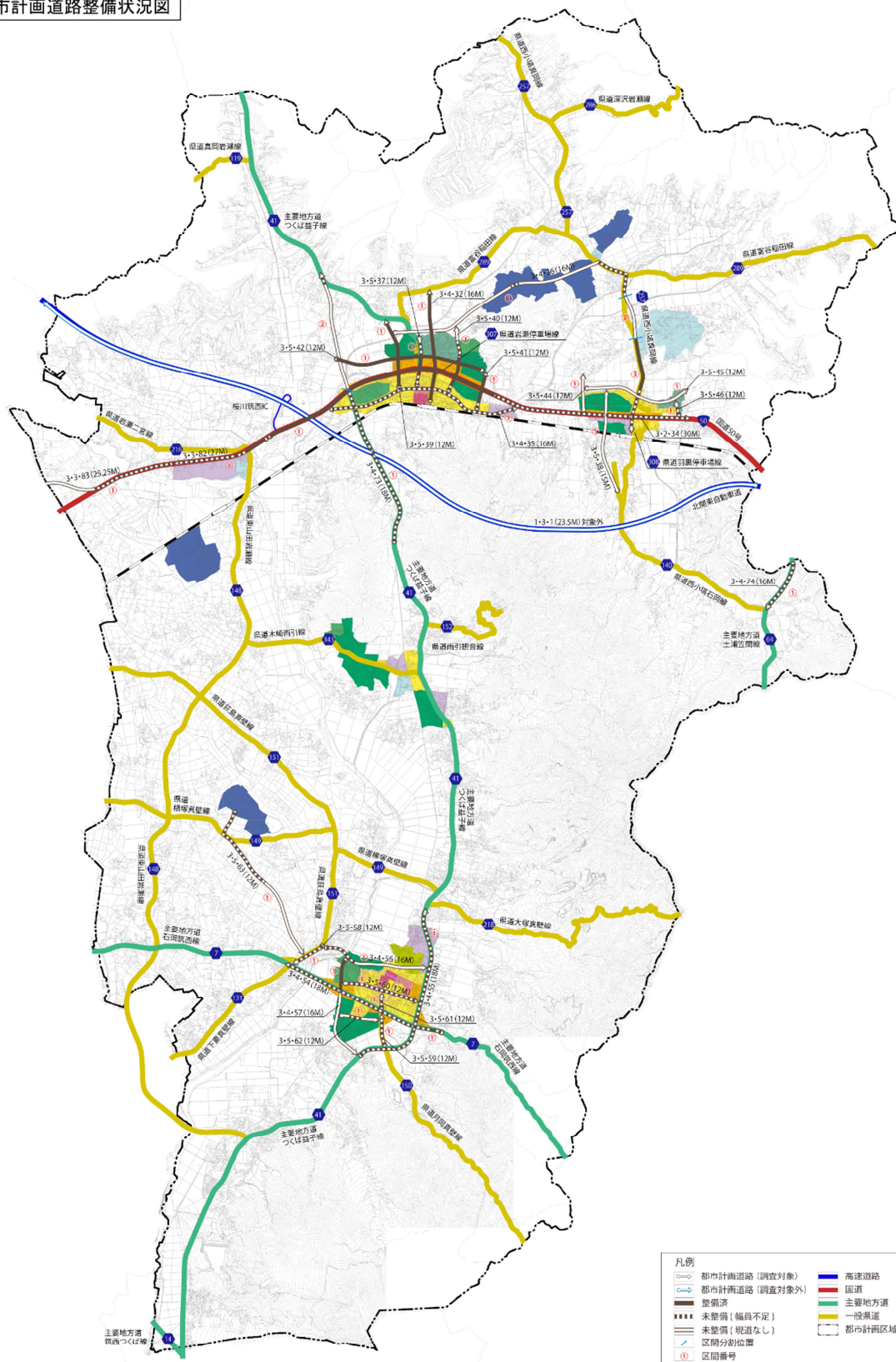
■都市計画道路の概要

No	路線番号	路線名称	決定内容				整備状況(現地確認へ)				管理者・管理名称 (管理予定者含む)	区 分	備 考				
			当初決定 年月日	告示番号	最終変更 年月日	告示番号	計画幅員 m	計画延長 m	車線数 (暫定数)	改良済 m				未改良 m	概成済 m	整備率 (改善率)	
1	3-2-34	岩瀬川沿線	S54.12.6	県告1723	H17.7.28	県告928	県	30.00	6,870	4	3,855	0	3,015	56.1%	国・国道50号 岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる 岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる 岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
2	3-3-82	岩瀬川沿線	H17.11.17	県告1322			県	27.00	1,600	4	469	0	1,131	29.3%	国・国道50号		
3	3-3-83	長方・道沿線	H22.7.15	県告854			県	25.25	2,080	4	0	875	1,205	0.0%	国・国道50号	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
4	3-4-32	岩瀬川沿線	S52.12.22	町告43	H17.7.28	県告928	県	16.00	1,800	2	1,800	0	0	100.0%	県・岩瀬川沿線 岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる 岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
5	3-4-35	新橋谷中線	S54.12.6	県告1723			県	16.00	3,180	2	0	3,180	0.0%	市・市道IA1575			
6	3-4-36	北郷谷線	S54.12.6	県告1723			県	16.00	6,840	2	801	4,289	1,750	11.7%	市・市道IA111(一部) 県：一般県道西小橋真壁線(一部) 市：市道IA111(一部) (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
7	3-5-37	大田元岩瀬線	S54.12.6	県告1723	H17.7.28	県告928	県	12.00	920	2	368	143	409	40.0%	市・市道IA1377(一部) 県：主要地方道つばき子線(一部) 市：市道IA1377(一部) (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
8	3-5-38	松田・西小橋線	S54.12.1	町告66	H16.6.10	県告682	県	15.00	1,710	2	0	1,710	0	0.0%	市・市道IA1377(一部) 市：市道IA1377(一部) (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
9	3-5-39	西谷宮谷線	S54.12.1	町告66			市(町)	12.00	1,200	2	1,200	0	0	100.0%	市・市道A0217	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
10	3-5-40	東谷元岩瀬線	S54.12.1	町告66	H17.7.28	町告25	市(町)	12.00	1,150	2	552	247	351	48.0%	市・市道A0107(一部) 市：市道A0107(一部) (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
11	3-5-41	青柳線	S54.12.1	町告66			市(町)	12.00	680	2	513	0	167	75.4%	市・市道A0109(一部) 市：市道A0109(一部) (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
12	3-5-42	松田・西小橋線	S54.12.1	町告66			市(町)	12.00	2,400	2	2,400	0	0	100.0%	市・市道A0104(一部)、市道A2458、 市道A2559、市道A2560、市道A3512、 市道A3513、市道A0206	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
13	3-5-44	西友新橋線	S54.12.1	町告66			市(町)	12.00	560	2	0	560	0	0.0%	市(市)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
14	3-5-45	新橋谷中線	S54.12.1	町告66	H16.6.10	町告11	市(町)	12.00	1,660	2	0	1,660	0	0.0%	市(市)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
15	3-5-46	加茂節西小橋線	S54.12.1	町告66			市(町)	12.00	300	2	0	153	147	0.0%	市・市道A0113(一部) 市：市道A0113(一部) (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
16	3-4-73	大田元岩瀬線	H21.11.5	県告1367	H13.4.16	県告471	県	18.00	4,380	2	0	1,721	2,659	0.0%	市・市道A0113(一部) 市：市道A0113(一部) (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
17	3-4-74	今泉線	H21.11.5	県告1367			県	16.00	880	2	0	880	0.0%	市・市道A0113(一部) 市：市道A0113(一部) (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる		
18	3-4-54	真壁中央通り線	H12.23	県告220			県	18.00	2,630	2	0	2,630	0.0%	市・市道MA0427(一部) 市：市道MA0427(一部) (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
19	3-4-55	真壁東通り線	H12.23	県告220			県	18.00	2,960	2	0	2,960	0.0%	市・市道MA1-09(一部) 市：市道MA1-09(一部) (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる		
20	3-4-56	真壁北通り線	H12.23	県告220			県	16.00	1,790	2	0	1,155	635	0.0%	市・市道MA1238	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
21	3-4-57	真壁西通り線	H12.23	県告220			県	16.00	1,750	2	561	1,189	0	32.1%	市・市道MA1238	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
22	3-5-58	龜谷・坂世線	H12.23	県告220			県	12.00	590	2	0	154	436	0.0%	市・市道MA1238 市：市道MA1238 (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
23	3-5-59	田・川原町線	H12.23	県告220			県	12.00	570	2	0	570	0.0%	市・市道MA1238 市：市道MA1238 (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
24	3-5-60	鹿塚・中山線	H12.20	町告5			市(町)	12.00	1,200	2	0	1,200	0.0%	市・市道MA1-01(一部) 市：市道MA1-01(一部) (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる		
25	3-5-61	川原町・下宿線	H12.20	町告5			市(町)	12.00	320	2	0	320	0.0%	市・市道MA0100 市：市道MA0100 (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	
26	3-5-62	伊佐々・田線	H12.20	町告5			市(町)	12.00	700	2	0	492	208	0.0%	市・市道MA0505 市：市道MA0505 (未定)		岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる
27	3-5-63	東大谷・電照線	H12.20	町告5			市(町)	12.00	2,750	2	0	1,310	1,440	0.0%	市・市道MA1-13(一部)、MA2705(一部) 市：市道MA1-13(一部)、MA2705(一部) (未定)	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる	岩瀬川沿線(事業完了)に含まれる

※路線番号・名称・決定内容は、特定仕様の対象(松川市域)における都市計画道路に基づき記載した。
なお、都市計画変更を行っている場合は、都市計画の施行に基き記載した。
整備状況は、現地確認に基づき記載した。(区分:改良済=都市計画決定内容が記載されている。未改良=未整備の道路あり)

●都市計画道路の整備状況

都市計画道路整備状況図



●再検討対象路線の抽出

調査対象とした都市計画道路 27 路線から、「茨城県都市計画道路再検討指針」の抽出条件に基づき、「①長期未着手路線」である 21 路線を都市計画道路再検討対象路線として抽出した。なお、現時点で「②特別な事由による再検討の必要がある路線」として抽出する路線はない。

【抽出条件】

第 1 段階 都市計画道路再検討路線の抽出

- ・当初都市計画決定後 20 年以上未着手となっている区間を有する路線
- ・特別な事由による再検討の必要がある路線

①長期未着手路線

都市計画道路(全路線)			
全区間整備済 または 全区間事業中 (暫定整備中は除く)	左記以外の路線		
	当初決定から 20 年未満	当初都市計画決定から 20 年以上	
		全区間または 一部区間未着手	全区間または 一部区間暫定整備中 か暫定整備済
対象としない	対象としない (特別な事由がある 場合を除く)	対象とする	対象とする

②特別な事由による再検討の必要がある路線

都市計画道路(当初決定から 20 年未満)				
全区間整備済 または 全区間事業中 (暫定整備中は除く)	左記以外の路線			
	地形地物に大 きな課題を有 する路線	関連プロジェ クトとの不整 合を有する路 線	政策転換等 により長期未 着手化の可能 性が高い路線	その他 (決定権者等 の判断)
対象としない	対象とする	対象とする	対象とする	対象とする

資料：茨城県都市計画道路再検討指針（平成 18 年 3 月）抜粋

【対象としない路線】

- ① 3・2・34 岩瀬羽黒線（国道 50 号）
- ② 3・3・82 岩瀬長方線（国道 50 号）
- ③ 3・3・83 長方・蓮沼線（国道 50 号）
- ④ 3・4・32 岩瀬駅前富谷線（全区間整備済）
- ⑤ 3・5・39 西区富谷線（全区間整備済）
- ⑥ 3・5・42 鉾田大岡線（全区間整備済）

なお、このカルテは明確に判断できる事項のみを概略的に整理したものであり、正式な評価は次年度に実施する。

[illegible]

凡例

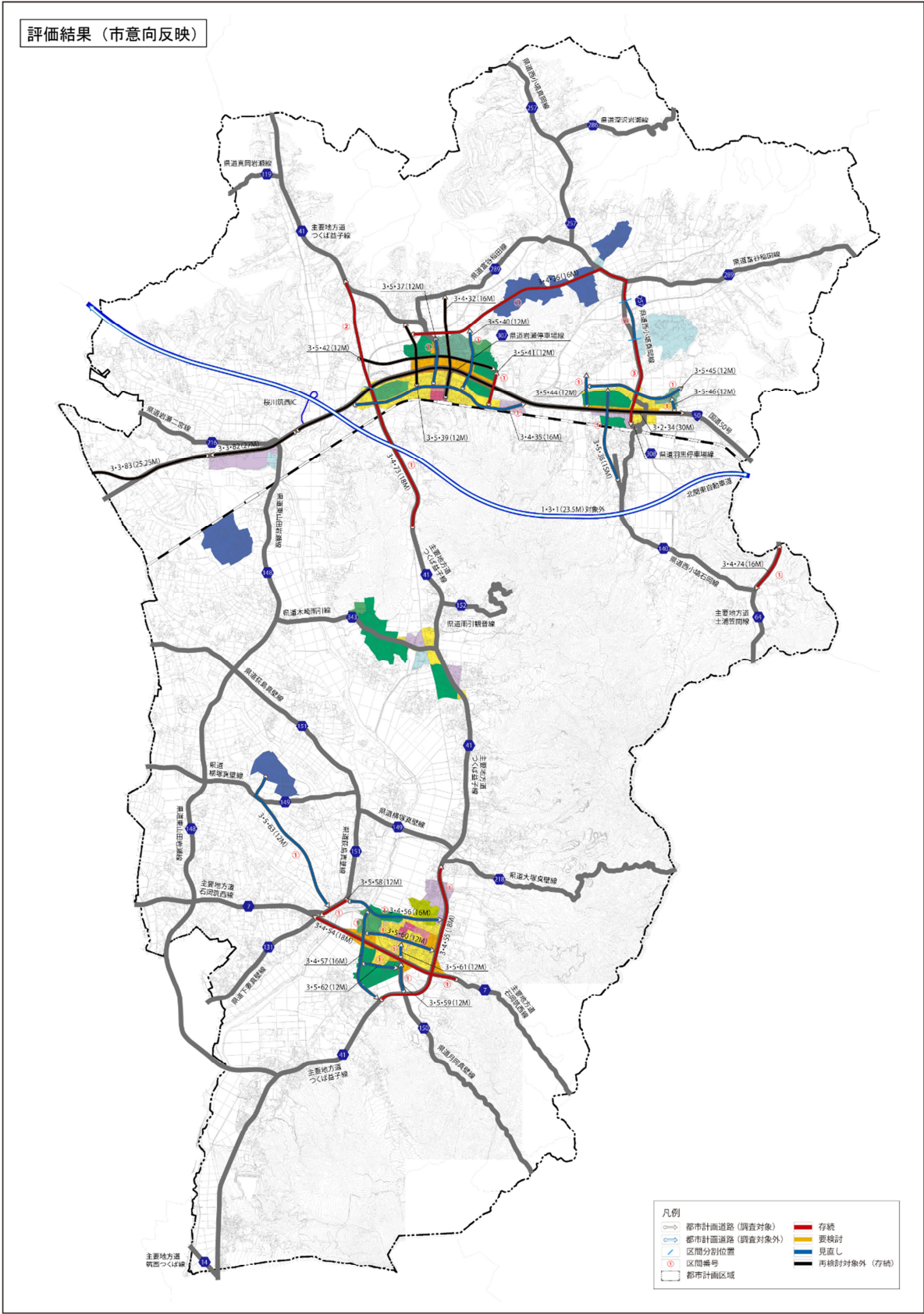
	存続(+4以上)
	要検討(+3~-3)
	見直し(-4以下)

凡 例 ※③～⑤: 関連し要素(代用性、課題、不適合時)

凡 例 ※①～②: 継続要素(位置付け、役割、機能等)

位置付けや役割が強い事項(プラスカウント+2)	位置付けや役割がやや強い事項(プラスカウント+1)
-------------------------	---------------------------

●評価結果（市意向反映）



5. 次年度調査の流れ

本調査で整理した再検討概略カルテは明確に判断できる事項のみを概略的に整理したものであり、次年度調査においては、評価の詳細な検証作業が必要であることから、次の事項に留意して行うこととする。

①関係機関協議

庁内関係部署や茨城県関係部署等と協議を行い、再検討方針等についての確認が必要である。

なお、庁内各部署の例としては、企画部門、道路建設部門、教育部門、産業振興部門、各種福祉部門のほか、各種法規制に関わる部門などが想定され、茨城県などの関係機関の例としては、茨城県都市計画課、同道路建設課、同都市整備課、同道路維持課、同筑西土木事務所などが想定される。

②交通量の確認

道路の需要に関する既存の統計データとしては、国土交通省が実施している全国道路交通情勢調査（交通センサス）があるが、調査地点は限定的である。

このため、交通センサスとは別に、現在の交通量の把握及び将来交通量推計を行う。

③地元意向などの収集

一般に、都市計画道路を整備することに関しては、様々な立場の様々な意見があることから、これまでの都市計画決定の経緯を含めて、再編道路網（案）や都市計画道路の見直し案（都市計画の変更案）に関する市民や地権者、各種団体の意見を得ることが重要であり、説明会の実施等の意見収集の方法も併せて検討する必要がある。